

「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例（案）」 パブリックコメント手続概要

1 意見募集の趣旨

市では、路上喫煙について一定のルールを定めることで、喫煙者と非喫煙者が互いに快適で暮らしやすい地域環境を形成することを目的として、「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例」を策定することとしました。

このたび条例案を取りまとめましたので、この案について市民の皆様のご意見をお聞かせください。

2 受付期間

令和3年1月25日（月）～令和3年2月24日（水）（31日間）

3 意見を提出できる人

- ・市内に在住、在勤または在学の人
- ・市内で事業や活動を行う個人または団体

4 閲覧場所

- ・情報サロン（市役所1階）、環境保全課（市役所3階）
- ・市ホームページ（<http://www.city.iwakura.aichi.jp>）

5 意見の提出方法

ご意見を記載した用紙に、住所、氏名（団体名）、連絡先を記入の上、下記のいずれかの方法により環境保全課あて提出してください。なお、様式は問いません。

- ・環境保全課窓口へ持参
- ・郵送（〒482-8686〔住所不要〕岩倉市建設部環境保全課環境グループあて）
※令和3年2月24日（水）当日消印有効
- ・ファクシミリ（FAX：0587-66-6100）
- ・電子メール（kankyohozen@city.iwakura.lg.jp）
- ・市ホームページ内のご意見投稿フォーム

6 意見の取り扱い

- ・提出されたご意見は、本市の考え方とともに整理したうえで、閲覧場所及び市ホームページで公表します。
- ・ご意見に対する個別の回答は行いません。また、求める内容と直接関係のない意見、賛否の結論だけを示したと判断されるようなものについては、意見として取り扱いませんのであらかじめご了承ください。

<担当課及び問合せ先>

建設部環境保全課：TEL 0587-38-5808（直通）

FAX 0587-66-6100

Eメール kankyohozen@city.iwakura.lg.jp